



平成 19 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名：アサヒビール株式会社
(コード：2502 東証・大証第 1 部)
代表者名：代表取締役社長 荻田 伍
問合せ先：広報部長 森田 健
(T E L : 03 - 5608 - 5126)

アサヒ飲料株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 25 日開催の取締役会において、アサヒ飲料株式会社（以下「対象者」又は「アサヒ飲料」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 19 年 10 月 26 日から実施しておりましたが、当該公開買付けが平成 19 年 12 月 6 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付け者の名称及び所在地

アサヒビール株式会社 東京都中央区京橋三丁目 7 番 1 号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 1 号で行っております。)

(2) 対象者の名称

アサヒ飲料株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
株 券	25,671,259 株	株	株
新株予約権証券	株	株	株
新株予約権付社債券	株	株	株
株券等信託受益証券 ()	株	株	株
株券等預託証券()	株	株	株
合 計	25,671,259 株	株	株

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)は、「株式に換算した買付予定数」に記載している通り対象者が平成19年9月26日に提出した第26期中半期報告書に記載された平成19年6月30日現在の発行済株式数(52,585,000株)から公開買付者が保有する株式数(26,910,000株)及び対象者が保有する自己株式数(3,741株)を控除したものになります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)
- (注3) 本公開買付けにおいては、対象者が保有する自己株式3,741株(平成19年10月25日現在)については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

平成19年10月26日(金曜日)から平成19年12月6日(木曜日)まで(29営業日)

(6) 買付け等の価格

1株につき金2,120円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	25,671,259株	株	24,325,297株	24,325,297株
新株予約権証券	株	株	株	株
新株予約権付社債券	株	株	株	株
株券等預託証券()	株	株	株	株
合計	25,671,259株	株	24,325,297株	24,325,297株

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	53,820個	(買付け等前における株券等所有割合 51.18%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	220個	(買付け等前における株券等所有割合 0.21%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	102,470個	(買付け等後における株券等所有割合 97.44%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	105,147個	

- (注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は平成19年10月25日現在、公開買付者及び特別関係者が保有する株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数です。「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、特別関係者である対象者の役員のアサヒ飲料役員持株会における各持分に係る議決権の数(9個)及び特別関係者である公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員のアサヒ飲料社員持株会における各持

分に係る議決権の数(23個)につきましても含めております。なお、「買付け等前における株券等所有割合」は「対象者の総株主等の議決権の数」に対する割合となります。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成19年9月26日に提出した第26期中半期報告書に記載された平成19年6月30日現在の「総株主の議決権の数」(1単元の株式数を500株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記半期報告書に記載された平成19年6月30日現在の単元未満株式8,500株から、平成19年6月30日現在の対象者の保有する単元未満自己株式366株を控除した8,134株に係る議決権の数である16個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を105,163個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金
約51,570百万円

(6) 決済の方法
買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
決済の開始日
平成19年12月13日(木曜日)
決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 本公開買付けによる業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の当期の連結業績及び単独業績への影響はございません。

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより取得できなかった対象者株式につきましては、以下の一連の手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)によりその株式の全てを取得する予定です。

当社は、本公開買付け完了後に、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、及び当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付すること、以上ないしを含む議案を平成20年3月開催予定の対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に上程することを、対象者に対し要請する予定です。また、本完全子会社化手続を実行するに際しては、本定時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本定時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。また、当社は、対象者に対し、かかる決議が行われるべき本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるため、平成19年12月31日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録され

た株主をもって、平成 20 年 3 月開催予定の本種類株主総会における権利を行使することができる株主と定める旨の公告を行うことを要請する予定です。なお、かかる公告が行われた場合、全部取得条項が付されることが予定されている株式は、対象者が発行している全ての株式であることから、基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された全ての株主が、本種類株主総会において権利を行使することができる株主となります。

本公開買付けが完了し、本定時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合には、当社は本定時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各議案が承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として当該株式と別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。対象者の株主に対価として交付されるべき別個の種類の対象者株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、当該株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が分配して交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定されることが想定されますが、この金銭の額は本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、対象者の全部取得条項が付された株式の取得対価として交付される対象者株式の数は本日現在未定ですが、当社が対象者の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、当社は、対象者に対し、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記 ないし の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（ ）上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ ）上記 の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの（ ）又は（ ）の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その手續等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社による対象者株式の所有割合及び当社以外の対象者株主の対象者株式の保有状況等によっては、当社は、対象者に対し、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式の取得と引換えに当該株式と別個の種類の対象者株式を交付するという上記方法に代えて、対象者と協議のうえ、会社法の手續に従い公開買付け者の株式を対価とする株式交換により対象者を完全子会社化する可能性があります。

なお、本公開買付け、本完全子会社化手續の実行に関連する税務上の取り扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願い致します。

対象者株式は、現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けの結果、対象者株式は流動性等にかかる東京証券取引所の上場廃止基準に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手續を経て上場廃止になる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、対象者は本完全子会社化手續により当社の完全子会社となることが予定されておりますので、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手續を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者株式に係る株券を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

今後、当社は、平成 19 年 10 月 25 日に提出しております「アサヒ飲料株式会社株式に対する公開買付け

の開始に関するお知らせ」に記載致しましたとおり、アサヒビールグループ各事業の事業基盤の拡大・競争力の向上、グループ全体の成長、事業競争力の向上及びグループ事業間でのシナジー創出にスピードを上げて取り組み、グループ全体での企業価値向上の取り組みを更に加速していきたいと考えております。

5．公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

アサヒビール株式会社 本店	東京都中央区京橋三丁目7番1号
アサヒビール株式会社 本部	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
アサヒビール株式会社 名古屋支社	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
アサヒビール株式会社 大阪支社	大阪府中央区城見一丁目3番7号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上

このプレスリリースは、当社によるアサヒ飲料株式会社に対する公開買付けの結果を一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。